

保護者へ配布

こども号外
平成27年1月26日

保護者各位

米沢市健康福祉部こども課長

平成27年度からの利用者負担額（保育料）について

日頃、本市の児童福祉行政に御協力と御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、それに伴い、国から新たな利用者負担額（保育料）の基準が示されました。この基準に基づき本市の利用者負担額（保育料）を別紙のとおり決めましたのでお知らせします。

現在の基準との違いと本市の保育料決定について考慮した点については、裏面のとおりとなっております。

各利用者の保育料決定通知は、3月末にお送りする予定です。

子育て支援につきましては、お子様の医療費の軽減を始めとする様々なご要望を多方面から頂いております。保育料につきましても、新たに多子軽減（裏面参照）を市独自で実施することになりました。今後とも子育て支援のご要望にお応えすべく努力してまいりたいと考えておりますので、本市の子育て支援施策に御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げます。

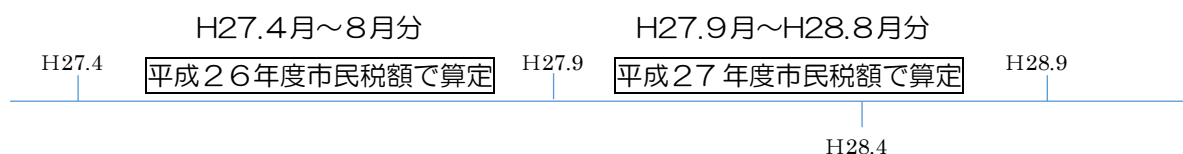
担 当 こども課子育て支援担当
T E L 0238-22-5111
内線 3603・3604

階層区分の内容が変わります

現在の保育料は、**所得税額**を基準に算定しておりますが、新制度の保育料は、**市民税所得割額**を基準に算定することに変更されます。

保育料の切り替え時期がかわります

保育料の算定が市民税所得割に変更されることに伴い、保育料の切り替え時期が毎年9月になります。平成27年度の保育料については、3月と8月に保育料決定通知を送付する予定です。

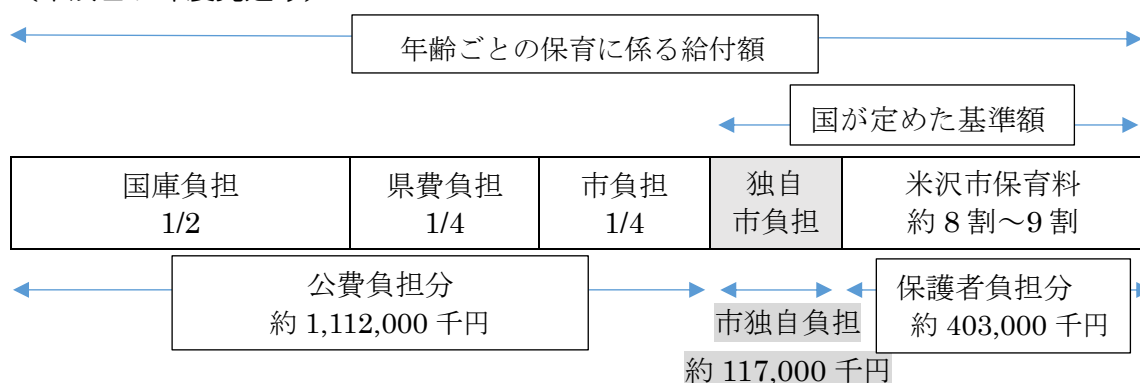


※ H27.4 で2歳児の場合 H28.3 まで3歳未満の保育料 H28.4 から3歳以上の保育料

利用者負担額(保育料)の軽減について

1号～3号認定を受けた児童の保育料は、保護者の所得に応じた応能負担となっており、市が定めた保育料を納めていただくことになります。

米沢市の保育料は、国が定めた基準に対し、独自の市負担(約1億1千7百万円)を行い、国基準額の平均で約8割～9割の範囲で設定し、保護者の負担軽減を行っています。(平成27年度見込み)



多子世帯の保育料の軽減を行います！

2号3号認定の保育料では、市の独自支援として小学3年生のお子さんから数えて第3子以降の保育料を無料とします。(第2子は同時在園で半額になります。) 1号認定の保育料は、小学3年生のお子さんから数えて第2子が半額、第3子以降が無料となります。

延長保育料(預かり保育料)が必要となります

1号認定の教育標準時間(4時間程度)、2号3号認定の保育標準時間11時間、保育短時間8時間を超える利用については、延長保育料の負担が必要となります。

なお、各保育時間等の設定及び延長保育料(預かり保育料)については、各保育所等が決めることとなりますので、後日各保育所等からお知らせします。